九　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項　［五～八　略］

イ　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状の有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百六十七条第六項において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から鑑定留置状に代わるものを消去する措置並びに鑑定留置状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［十・十一　略］

2　前項の鑑定留置状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　鑑定留置状に代わるものが電磁的記録による場合　鑑定留置状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該鑑定留置状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（鑑定留置状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、第一項の鑑定留置状に代わるものについて準用する。

（鑑定留置状に代わるものの提供等請求の却下等・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の五　［略］

（鑑定留置状に代わるものの記載要件等・法第二百二十四条、第二百七条の三）

第百五十八条の七　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　鑑定留置状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものに記載又は記録がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

［五～七　略］

八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　鑑定留置状に代わるものが書面による場合　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものを返還しなければならない旨

九　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨　［五～八　同上］

［十・十一　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

（鑑定留置状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の五　［同上］

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の三）

第百五十八条の七　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

［五～七　同上］

八　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨